



しゃきょう 2022年3月号 197号 社協だより

●発行 社会福祉法人三宅島社会福祉協議会 〒100-1211 三宅島三宅村坪田 3053 電話 04994-8-5888



エンディングノートを無料配布しています！



三宅島社会福祉協議会では島民の方に無料で「エンディングノートをお配りしています。困ったな…悩むなあ…字を書くのが面倒くさいなあ…誰かに書いてもらいたいなあ…そんな風に思ったら…エンディングノートを作成するお手伝いをさせてください！

Q. エンディングノートとは
どんなものですか？

A. エンディングノートとは自分に万が一のことが起こった時に備え、あらかじめ家族やまわりの人に伝えたいことを書き留めておくノートや手紙のことを指します。内容は、万が一病気になった時に延命措置をしたいと思いますかといった医療面のことや、動けなくなった時の介護の方法、遺産相続、葬儀のスタイル、お墓のことなどです！

社協：柳川（8-5883）までご連絡いただければ、ご自宅に伺ってお手伝いをさせて頂きます。もちろん社協に来ていただいても大丈夫です！お気軽にご連絡ください！



ちけん通信「復習編」

皆さんからお問い合わせの多かった質問に
もう一度お答えします！

ちけん（地権）のサービスって
どんなことをしてくれるの？

地権担当のヤナガワです。

今回は「ちけん（地権）」についてお話しますね！ちけんでは物忘れや身の回りの不安の相談にのったり、心配ごと解消のための手続きなどの同行や代行といったお手伝いを行っています！通帳や印鑑、証書など大切な書類の保管なども行っています！



誰にも知られたくない事を
相談しても色々な人に
言わないでもらえるの？

ご相談いただいた内容については、誰にも話しません！ご家族の方や役場の方などに説明する必要がある時でも、ご本人の許可なしに他の方へ伝えることはありませんので、安心してください！

ちけんサービスを受けるには
お金がかかるの？

契約を交わす前までのご相談は無料です。契約後のお手伝いなどは、1時間当たり1,000円頂いています。ただ、この金額が支払えない！という方でも色々な方法がありますので、声をかけてくださいね！



ちけんサービスを受けるには
条件とかあるのかな？

ちけんは主に在宅生活している高齢者の方や知的障がいをお持ちの方、精神障がいをお持ちの方で日々の生活に不安がある方を対象としています。それ以外に条件などはありません！本人が安心できる場所で暮らせるように支援をさせていただきますが私、ヤナガワのお仕事です！もちろん、入院中の方や施設で生活されている方のところにも伺います！

ちけんサービスを
受けたいときには
どうしたらいいの？

もし、ちけんのサービスに興味がある、こんな事相談してもいい？というかたは、三宅島社会福祉協議会ヤナガワまでご連絡ください！落ち着く場所でたっぷり私にお話を聞かせてください。そして、一緒にどのようにしていけばいいのか考えさせてください。ひとりで悩まずに、私にも一緒に考えさせてください。解決に向けて一歩ずつ進んでいけるとと思います！



「地権（ちけん）」では、判断能力に心配がある方を対象として、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う事で本人による選択や契約を支援する事業です。

上記のような心配ごとや不安ごとがございましたら三宅島社協地権担当：柳川（やながわ）【直通 8-5883】まで！

介護保険の住宅改修制度のご案内

介護保険の要支援及び要介護認定を受けている方が、在宅の生活に支障がないように、手すりの取り付けや段差の解消など、介護保険の対象となる住宅改修を行なう場合に、一定の限度額内で、支払った額の一部が給付費として保険者（三宅村）から払い戻されます。

この制度を利用するためには、住宅改修を行う前に、三宅村へ申請書や改修費の見積もり書等の書類を提出いただき、給付対象の改修か三宅村が現地を確認させていただいたうえで決定となります。（決定前に改修を行うと、住宅改修費は支給されません）

住宅改修を行いたいと思ったら、まずは担当のケアマネージャー、三宅村地域包括支援センターにご相談、もしくは、三宅村役場 福祉健康課にご連絡ください。



三宅村地域包括支援センター

☎ 04994-5-1832

三宅村役場 福祉健康課 福祉係

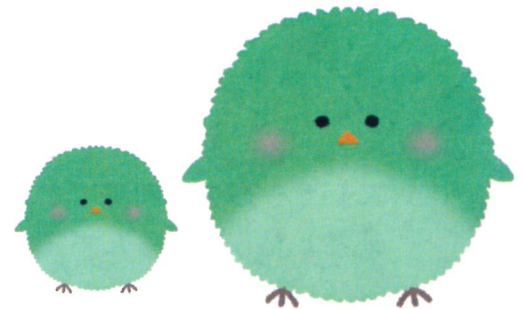
☎ 04994-5-0902

高齢者日常生活用具等給付申請受付をしています！

高齢者日常生活用具等給付事業の申請をしています！三宅村に住所があり、三宅島に居住している65歳以上の要介護認定者以外の方が日常生活を送る上で、用具が必要であると認められた方に給付しています。

申請は上限額を5万円までとし、④⑤を除き、同種類の申請はできません。また、支給限度基準額は下記のとおりとなります。

① シャワーベンチなど	1件あたり	12,000円
② 入浴用滑り止めマットなど	1件あたり	5,000円
③ シルバーカーなど	1件あたり	20,000円
④ 段差解消踏み台など	1箇所あたり	20,000円
⑤ 手すり（設置台含）など	1箇所あたり	10,000円
⑥ その他	1件あたり	10,000円



高齢者おむつ代等助成申請・高齢者日常生活用具等給付についての詳細は

三宅島社協（8-5888）までご相談ください！

寄付金のお知らせ

下記の方から三宅島社会福祉協議会へご寄付頂きましたのでご報告いたします。

井澤萬一郎さまより 亡妻 高子さまの香料より 訪問介護事業のために

杉山 篤敏さまより 亡母 喜代子さまの香料より 組織運営事業のために

福祉振興のため、大切に使用させていただきます。ご厚志誠にありがとうございます。



障がい福祉

いぶきだより



開所日時:月・水・木(10:00~15:00)

三宅村地域活動支援センター「いぶき」は障がいのある方の働く作業場と楽しく過ごせる場所です!

3月のいぶき活動

緑化活動 7・14・28日(毎月曜日)

外出支援 17日(木曜日)



社協の玄関を入り左側にいぶきの皆さんで作成された壁絵を掲示しています。毎月、季節に合わせて皆さんのアイデアも入れながら、楽しみながら作成されています。2月は梅の花と、節分の鬼、三宅島は初午がありますので獅子舞やひよっこを入れました。

ちけん通信

Vol.35 利用できる人の条件ってなんですか?

Q.

「ちけん」サービスを利用できる人の条件と違ってあるんですか?

そうだ!

社協の地権に

相談して

みよう!

ご相談ありがとうございます!ちけん担当のヤナガワです。「ちけん」サービスは物忘れや知的障がい、精神疾患など様々な理由で生じる暮らしの不安がある方を支援しております。家計に関するご相談のほか、困りごとや不安がある方に応じた様々な手続きや生活サポートのご案内も行っております。また、ご相談の際に対面での面談が不安な方については電話やIP電話、メールなど不安が少ない形で相談を受けさせていただきます。皆さまの心配や不安に応じた形での面談や支援を行っておりますので、お気軽にお問い合わせください!



「地権(ちけん)」では、判断能力に心配がある方を対象として、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う事で本人による選択や契約を支援する事業です。

上記のような心配ごとや不安ごとがございましたら三宅島社協地権担当:柳川(やながわ)【直通 8-5883】まで!